

2026 年度立命館大学学友会中央委員会役員選挙規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 2026 年度立命館大学学友会中央委員会役員選挙の実施は、この規程の定めるところによる。

第 2 章 投票

(選挙の方法)

第 2 条 立命館大学学友会中央委員会運営細則第 28 条に基づき、選挙の方式はこの規程の定めるところによる。

2 2026 年度立命館大学学友会中央委員会役員選挙は、記号式投票又はそれに準じた形式により実施する。

(一団体一票)

第 3 条 投票は、出席している議決権保持者につき一票に限る。

(秘密投票の保障)

第 4 条 選挙における投票の秘密は、選挙違反の調査以外の目的でこれを侵してはならない。

2 選挙人はその投票に関し公的にも私的にも責任を問われない。

(投票における秩序保持)

第 5 条 投票の秩序をみだす者があるときは、立命館大学学友会中央選挙管理委員会（以下、委員会とする）は、これを制止し、指示に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(投票箱の閉鎖)

第 6 条 投票所を閉じるべき時刻になったとき、委員会はその旨を告げて、投票所にある選挙人の投票が終了するのを待ち、投票箱を封鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は投票をすることができない。

(投票所においての投票)

第 7 条 選挙人は、投票の期間内に指定された投票所において投票をすることができる。

第3章 開票

(開票所の設置)

第8条 開票所は、委員会が指定した場所に設ける。

(開票の場合の投票の効力の規程)

第9条 投票の効力は、委員会委員長が判断するものとする。

(無効投票)

第10条 2026年度立命館大学学友会中央委員会役員選挙の投票について、次の各号いずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 委員会に指示された記号以外の記号または字句の記入があるもの
- 三 記入内容または記入の態様が、委員会の指示に大きく違反するもの
- 四 投票内容を確認しがたいもの

(開票録の作成)

第11条 委員会は開票録を作成しなければならない。

2 開票録には被選挙人の氏名、選挙区、投票総数、得票数、並びに被選挙人の当落が記載されなければならない。

(投票用紙、開票録等の保管)

第12条 委員会は投票用紙、開票録等の資料について、2027年度の立命館学友会中央委員会役員選挙公示が行われるまで保管する義務を有する。

第4章 立会人

(立会人の選出)

第13条 2026年度立命館大学学友会中央委員会役員選挙に際して、投票及び開票における立会人を2名選出しなければならない。

2 立会人は、中央委員会出席者またはオブザーバーから2名、委員会委員長が選出するものとする。

3 立会人は、立会に際して得た情報を口外してはならない。

第5章 改廃

(改廃)

第14条 本規程の改正及び廃止は、立命館大学学友会中央委員会運営細則第30条に基づき、委員会が行う。

第6章 附則

(補足)

第15条 本規程に定めのない事項については、立命館大学学友会会則及び立命館大学学友会中央委員会運営細則に準ずる。

(附則)

第16条 本規程は、令和7年11月29日から施行する。